《別紙》

舗 装 道 の 復 旧 方 法

（A）舗装道の復旧は、原則としてアスファルト舗装とする。

（B）車道部

（イ）現況コンクリート舗装の路線の復旧方法は、その都度協議するものとする。

（ロ）過去5年以内に道路新設・改良工事の行われた路線又は、過去3年以内に舗装改良工事の行われた路線

（1）延長（路線方向）で10m未満の占用等の工事に伴う復旧方法は（B）の（ハ）とする。

（2）延長（路線方向）で10m以上の占用等の工事は認めないことを原則とするが、やむを得ない場合は協議する。

（ハ）その他の路線は下図の復旧方法とする。

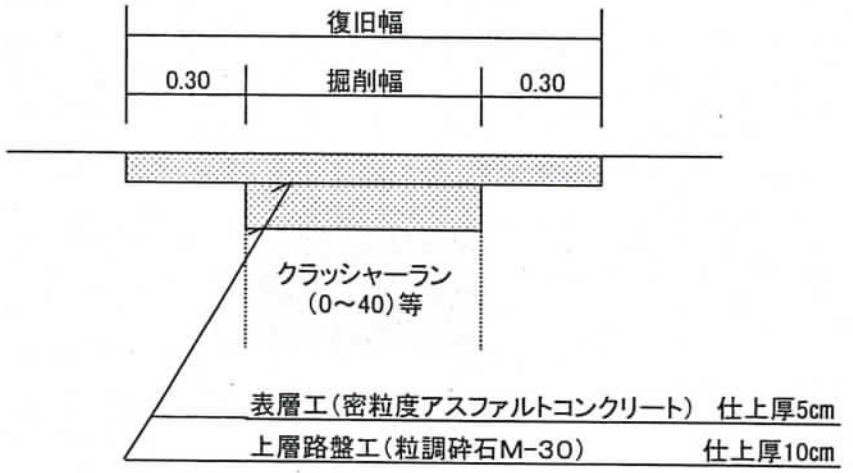

但し、復旧部分と既存構造物との間が30cm未満の場合はこの部分も復旧すること。
（表層工5cm）

又、2以上の管理者が占用工事を同時に施工する場合は全面を復旧すること。
（表層工5cm・上層路盤工10cm）

（C）歩道部

（イ）現況アスファルト舗装・コンクリート舗装の場合

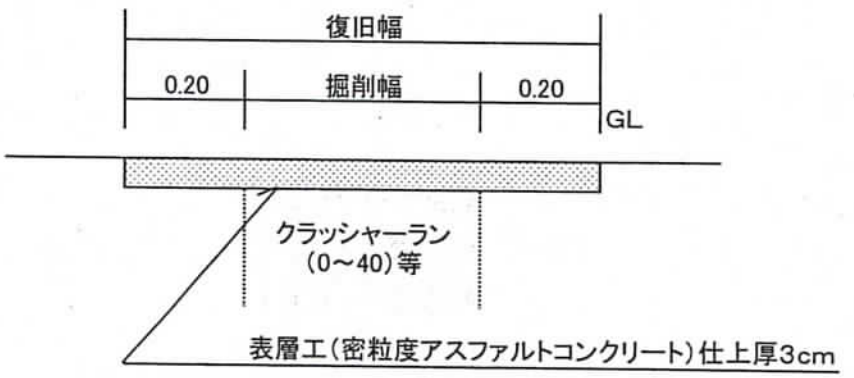

但し、車両の出入り口については（B）の（ハ）の復旧方法とする。

（ロ）特殊な舗装については原形復旧とする。

（D）上記のいずれにもよりがたい場合は、協議して復旧方法を決定する。

指示（協議）事項

路 線 名	復 旧 方 法 等